

所属長各位

(社) 福島県臨床衛生検査技師会
事務連絡

認定心電検査技師制度について

日臨技より認定心電検査技師制度についての文書が届きましたので、皆様への周知をお願い致します。(別紙)

以上

事務連絡 第25号
平成25年7月8日

都道府県臨床(衛生)検査技師会
会長 各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
執行理事 萩原三千男

認定心電検査技師制度について

謹啓

平素は、当会の事業活動に御支援、ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。さて、認定心電検査技師試験につきましては、会員等の皆さま方には、色々ご心配をおかけしています。

当試験につきましては、平成25年5月7日付「平成25年度の認定心電検査技師制度について(報告)」にて、本制度について日本心電学会とのこれまでの経緯を説明すると共に、日臨技としては従前どおりの制度を堅持することを報告しております。

しかし、現状においては、認定心電検査技師試験が2本立てとなって、双方から試験の実施案内が発信されており、会員および受験予定者の皆様に混乱を生じさせる結果となっております。

この状況を受け、去る平成25年6月24日に日本心電学会の新理事長と、当会の松本副会長と小職で協議の場を持ち、認定検査技師機構の枠組みの中で実施することを視野に入れ、協力して行くことで一定の理解が得られております。

今後の対応として、日本心電学会の認定担当理事の住友先生を窓口に、協議するため日程の調整を進めているところです。

受験を予定している会員の皆様や都道府県技師会から「どちらの試験を受験するべきか」との問い合わせもいただいております。

現段階においては、日臨技による認定試験を受験することをお願いする一方で、受験者や認定取得済みの方に不利益が生ずることがないよう、最善の解決策を模索したいと考えております。

会員の皆様には、ご迷惑とご心配をお掛けしておりますが、ご理解のほど宜しくお願いします。

貴職におかれましては、お忙しいとは存じますが趣旨を理解して頂き、貴会の会員に周知いただきますよう併せてお願い申し上げます。